

報第 1 1 号

専決事項の報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、損害賠償の額の決定について別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 7 月 1 0 日提出

酒田市長 矢 口 明 子

（提案理由）

消防団車両運転中の事故による損害賠償の額の決定について、地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告するものである。

専第 7 号

損害賠償の額の決定について

令和6年5月12日に酒田市住吉町地内で発生した消防団車両運転中の事故に関する損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年6月20日専決

酒田市長 矢 口 明 子

被害者及び被害物件	事故発生場所	被害状況	損害賠償金額
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇 〇 〇 〇 (車両)	酒田市住吉町〇〇 〇〇	運転席側 後部 フェンダー付近擦 過痕及び後部バン パー破損	195,184円

報第 12 号

専決事項の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、損害賠償の額の決定について別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 7 月 10 日提出

酒田市長 矢 口 明 子

（提案理由）

酒田市乗合バス運行中の事故による損害賠償の額の決定について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告するものである。

専第 8 号

損害賠償の額の決定について

令和5年10月16日に酒田市北千日町地内で発生した酒田市乗合バス運行中の事故に関する損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年6月26日専決

酒田市長 矢 口 明 子

被 害 者	事故発生場所	被 害 状 況	損害賠償金額
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇 〇 〇 〇 (受傷)	酒田市北千日町10 番2号 南東側 県 道吹浦酒田線	顔面打撲	53,842円